

## 特殊車両通行制度における通行時間帯条件等の緩和試行について

### 1. 背景

道路法第47条の2第1項等の規定により、道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、同法第47条第1項に規定する最高限度又は同条第3項に規定する限度を超えることとなる車両（以下「特殊車両」という。）の通行について、必要な条件を付した上で許可等することができることとされています。

今般、「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）において、「ドライバー不足の解消や働き方改革の実現のため、通行時間帯条件の緩和等を行う」と記載されたこと等を踏まえ、道路の構造の保全及び交通の安全の確保を前提に、通行時間帯条件等の緩和を検討してきました。特殊車両の通行許可等にあたって付す必要な条件のうち、重量D条件及び寸法C条件かつ車両の幅が3メートルを超えるもの（以下単に「寸法C条件」という。）に付される通行時間帯条件等について緩和試行を行うこととします。

道路の構造の保全や交通の安全の確保に支障がない限りで通行時間帯条件を緩和することで、物流業界における人手不足の解消や働き方改革の後押しに寄与するものと考えています。

### 2. 通達の概要

重量D条件については、当面の間、道路管理者が道路構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めた道路を通行する場合の通行できる時間を午後八時から午前七時まで（以下「緩和後夜間通行時間帯」という。）とします。

なお、国において本緩和が与える道路交通への影響や緩和試行の効果等を把握するため、緩和後夜間通行時間帯を通行することができる重量D車両は、道路法第47条の4の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けているもの、又は申請時に必要事項を記入した様式を提出した場合に限ることとします。

寸法C条件については、申請車両が重量物運搬用セミトレーラー（申請軸種がその他軸種の車両を除く。）の場合であって、かつ、算定箇所の変角が90度以内の変角点又は丁字路である場合に限り、算定要領に定める長さの算定分類を緩和することとします。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

改正通達発出	令和6年	3月
施行	令和6年	4月